

収支報告書等の記載方法について（クレジットカードを利用した場合）

昨年10月、収支報告書等の記載等に関し、政治団体から問い合わせが多く寄せられた事例のうち、交通事業者が運営する電子マネー及びETCカードについては、簡易な記載方法を認めることが適当である旨の見解を当委員会として示したところである。

当委員会では、政治団体からの意見等も踏まえ、クレジットカードを利用した場合の記載方法の簡略化についてさらなる検討を行った結果、クレジットカードが現金と同等に広く利用され、支払いまでの期間が比較的短期であること、また、クレジットカードを利用した際に発行される書面が領収書として一般に認知されていること等を踏まえ、以下のとおり簡易な記載方法を認めることが適当であると考えているので、所管庁においては、その取扱いを検討されたい。

- クレジットカードにより、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出額を計上する。
- 実際の現金の流れを補足するため、「備考」欄にクレジットカード支払である旨、口座振替時点等の情報を記載するのが望ましい。
- なお、口座振替の利用は「領収書等を徴し難い事情」に該当するものであるが、この場合、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」に記載する扱いとはせず、クレジットカードを利用した際に発行される書面を領収書等として取り扱うこととしても差し支えないものとする。

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費					
(1)組織活動費	食事代	50,000	H21.1.20	〇〇店	クレジットカードによる支払 H21.3.10 〇〇カード
(3)機関紙誌の発行その他の事業費	会議室借上代	30,000	H21.1.25	〇〇ホテル	クレジットカードによる支払 H21.3.10 〇〇カード
	合計	80,000			

※参考

上記見解を踏まえ、政治資金課から示されている記載方法は以下のとおり。

国会議員関係政治団体の収支報告の手引き（平成22年8月改訂）（抜粋）

【よくあるご質問】クレジットカードを利用した場合

Q4 ETCカード以外のクレジットカードを利用した場合に、簡易な記載はできないですか。

A4 収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化委員会の意見（前ページ参照）を踏まえ、「一括払い」の場合には、

- ・ 現金と同等に広く利用されていること
- ・ クレジットカードの利用から支払いまでの期間が短期間であることから、クレジットカードにより、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出額を計上するだけで差し支えないと考えられます。

なお、クレジットカードを利用した際に発行される書面（支出の目的、金額及び年月日が記載されたもの）を領収書等として取り扱うこととしても差し支えないものと考えられます。